

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【発行者の名称】 アフリカ輸出入銀行
(African Export-Import Bank)

【代表者の役職氏名】 チャンディ・ムウェネブング
トレジャラー兼常務理事、トレジャリー・アンド・マーケッツ
(Chandi Mwenebungu, Treasurer & Managing Director,
Treasury & Markets)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之
同 井上 貴美子
同 先山 雅規
同 齋藤 凌
同 北田 拓生
同 金井 友樹
同 大野 仁衣奈

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1823

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月28日付で提出した有価証券届出書（2024年11月8日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「本有価証券届出書」といいます。）の記載事項のうち、「第一部 証券情報」において、本債券の利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。また、本有価証券届出書につき、その添付書類として元引受契約証書（1件）、管理委託契約証書（1件）および事務委託契約証書（1件）を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集債券に関する基本事項

2 募集要項

7 債券の管理会社の職務

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

2【募集要項】

<訂正前>

債券の名称	第8回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2024）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	100万円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年1.50%～3.50%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2027年11月29日（注4）	申込期間	2024年11月15日から 2024年11月28日まで（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2024年11月29日（注6）
申込取扱場所	主幹事会社（下記「引受けの契約の内容」に定義する。）の本店ならびに日本国内における各支店および各営業部店ならびに下記（注7）記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所		

（注1）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の発行手続、譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の債券の金額の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2024年11月中旬頃に決定される予定である。また、最終的な利率は仮条件の範囲内に収まらない可能性がある。

（注4）償還期限は、払込期日が変更された場合に変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。
ある。

(注6) 払込期日は、申込期間が変更された場合に変更される可能性がある。

(注7) 主幹事会社は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の募集の取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000(予定)

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書(以下「元引受契約」という。)に従い、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

(中略)

発行代理人・支払代理人兼事務代理人

(中略)

株式会社三井住友銀行は、本債券に関する発行者の振替機関業務規程等に定める発行代理人(以下「発行代理人」という。)、振替機関業務規程等に定める支払代理人(以下「支払代理人」という。)および事務代理人(以下「事務代理人」という。)となる(以下、発行者のかかる3種の職務を行う代理人を「発行代理人・支払代理人兼事務代理人」という。)。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、本債券の要項(以下「債券の要項」という。)、発行者と発行代理人・支払代理人兼事務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の事務委託契約証書(以下「事務委託契約」という。)および振替機関業務規程等に定める発行代理人・支払代理人兼事務代理人の義務を履行し、その職務を行う。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。事務委託契約(債券の要項が添付される。)の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで発行代理人・支払代理人兼事務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

その他

本債券について、発行者は、格付の付与を金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の条件決定後に、JCRからかかる格付を取得できる予定である。

本書の日付現在、発行者は、JCRからA-の長期発行体格付を付与されている。

（後略）

<訂正後>

債券の名称	第8回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2024）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	141億円
各債券の金額	100万円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	141億円	利 率	年2.64%
償還期限	2027年11月29日	申込期間	2024年11月15日から 2024年11月28日まで
申込証拠金	なし	払込期日	2024年11月29日
申込取扱場所	主幹事会社（下記「引受けの契約の内容」に定義する。）の本店ならびに日本国内における各支店および各営業部店ならびに下記（注2）記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所		

（注1）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の発行手続、譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）主幹事会社は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の募集の取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	14,100

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で2024年11月14日に調印された元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の総額は、本債券の総額の1.00%に相当する金額である。

（中略）

発行代理人・支払代理人兼事務代理人

（中略）

株式会社三井住友銀行は、本債券に関する発行者の振替機関業務規程等に定める発行代理人（以下「発行代理人」という。）、振替機関業務規程等に定める支払代理人（以下「支払代理人」という。）および事務代理人（以下「事務代理人」という。）となる（以下、発行者のかかる3種の職務を行う代理人を「発行代理人・支払代理人兼事務代理人」という。）。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と発行代理人・支払代理人兼事務代理人との間で2024年11月14日に調印された事務委託契約証書（以下「事務委託契約」という。）および振替機関業務規程等に定める発行代理人・支払代理人兼事務代理人の義務を履行し、その職務を行う。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。事務委託契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで発行代理人・支払代理人兼事務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

その他

本債券について、発行者は、2024年11月14日付で金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の格付を取得している。

（中略）

7【債券の管理会社の職務】

<訂正前>

（前略）

債券の管理会社は、債券の要項および本債券に関する発行者と債券の管理会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の管理委託契約証書（以下「管理委託契約」という。）に定める義務を履行し、職務を行う。管理委託契約は、本債権者を受益者とする日本国の民法（明治29年法律第89号。その後の改正

を含む。)第537条に基づく第三者のためにする契約であり、本債権者は、債券の管理会社に対して反対の意思表示をしない限り、本債権者となることによって受益の意思表示をしたものとみなされる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

債券の管理会社は、債券の要項および本債券に関する発行者と債券の管理会社との間で2024年11月14日に調印された管理委託契約証書(以下「管理委託契約」という。)に定める義務を履行し、職務を行う。管理委託契約は、本債権者を受益者とする日本国の民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)第537条に基づく第三者のためにする契約であり、本債権者は、債券の管理会社に対して反対の意思表示をしない限り、本債権者となることによって受益の意思表示をしたものとみなされる。

(後略)